

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定の大筋合意について

平成27年10月20日
内閣官房TPP政府対策本部

TPP協定の意義

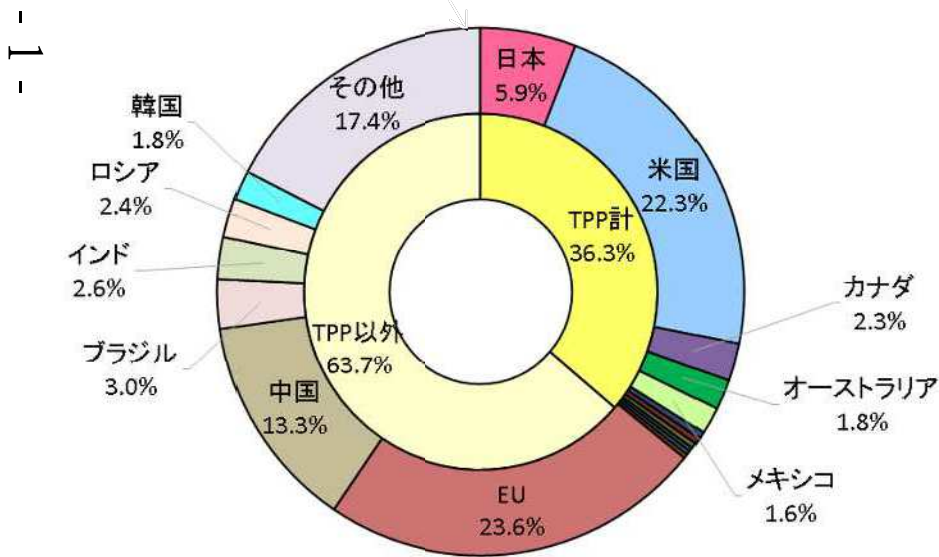
<10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

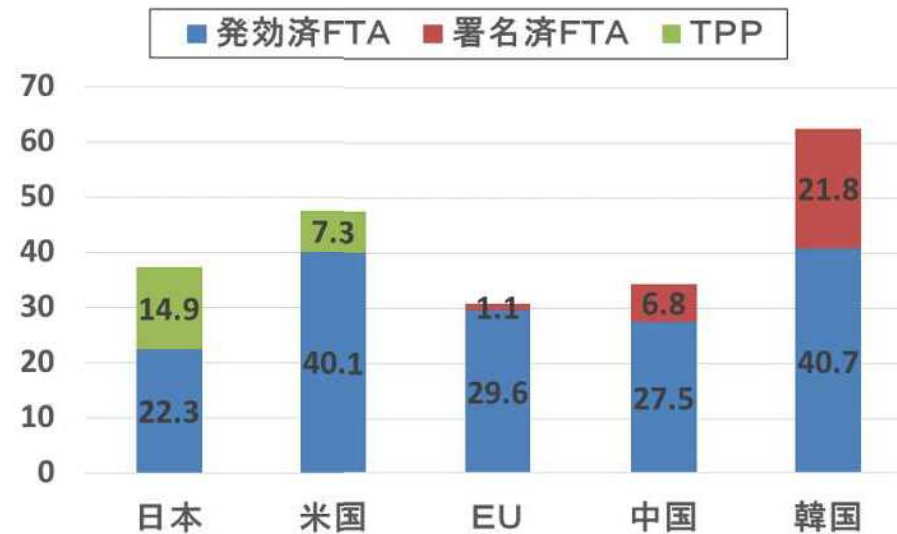
○物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

TPP協定の効果

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<ビジネス関係者の一時的入国>

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

<電子商取引>

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

<知的財産>

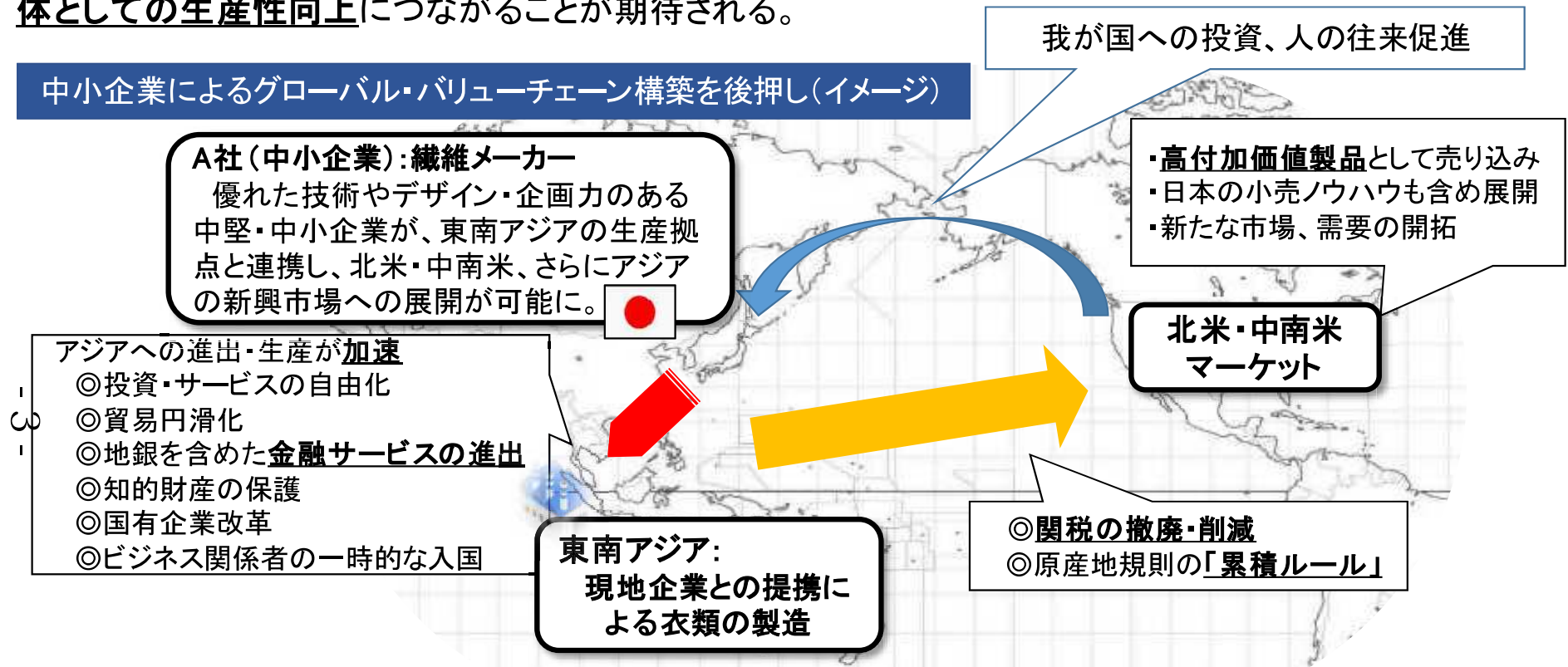
- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

TPPは成長戦略の重要な柱

○TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)



○TPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。



TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「**総合的な政策対応に関する基本方針**」を決定。
今後、「**総合的なTPP関連政策大綱**」を策定。

総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

OTPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

TPP協定交渉の経緯

2010年

- 3月 ニューージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で**交渉開始**
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

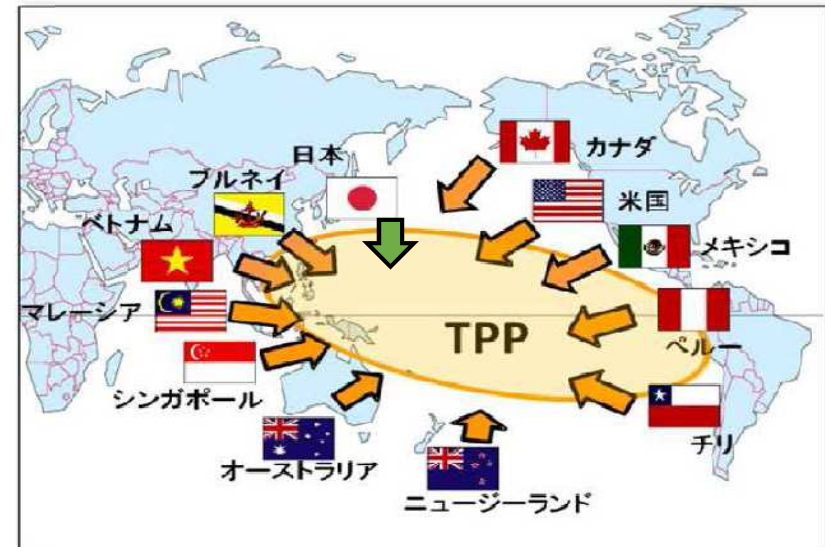
- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、**大筋合意**



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1) 冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3) 原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4) 繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6) 貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7) 衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8) 貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10) 国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16) 競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17) 国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18) 知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21) 協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23) 開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24) 中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25) 規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27) 運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29) 例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30) 最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意を踏まえた 総合的な政策対応に関する基本方針

平成 27 年 10 月 9 日
ＴＰＰ 総合対策本部決定

平成 27 年 10 月 5 日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加 12 か国はＴＰＰ交渉閣僚会合において、閣僚レベルの交渉を成功裏に終え、協定の大筋合意に至った。

ＴＰＰは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域に一つの巨大な経済圏を創造し、関税だけでなく、サービス、投資、知的財産、国有企業改革等幅広い分野で 21 世紀型の自由で公平なルールを構築する試みである。

我が国は一昨年 3 月にＴＰＰ交渉への参加を「国家百年の計」として決断して以来、終始一貫して、交渉を主導し、国益にかなう最善の道を追求してきた。

今般のＴＰＰ閣僚合意は「アジア太平洋の世紀」の幕開けとなる画期的なものである。我が国にとっても、国益を確保し、成長を確かなものとし、次の世代、そのまた次の世代に繁栄と活力を受け継ぎ、「チャンスに満ち溢れた日本」を取り戻し、日本の未来を切り拓く歴史的第一歩である。

そのためにも、国民の間におけるＴＰＰの影響に関する懸念と不安を払拭することも不可欠である。

今般の合意を踏まえ、ＴＰＰを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくことが必要である。その際、以下の 3 点を基本目標とする。

（１）ＴＰＰの活用促進による新たな市場開拓等

（幅広い経済主体がＴＰＰを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。）

今般の合意は大企業だけでなく、地方の中堅・中小企業がオープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。政府は、ＴＰＰにチャンスを見出し、世界に挑戦し、グローバルな市場を切り拓き、新たな価値を創出する企業、ＴＰＰを契機に海外から投資や人を呼び込み、世界を魅了し、地域の現場で地方創生に努力する人々等の背中を力強く後押しし、ＴＰＰの活用を促進するため所要の措置を講ずる。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

(TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。)

TPPに期待される効果は、それにより多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間、企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながるということである。

政府としては、このような動きを加速するため所要の措置を講ずる。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

(TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

TPPについては、これまで、国民の間に様々な懸念や不安(食の安心・安全、漁業補助金、国民皆保険の維持、ISDS等)が寄せられてきた。国益を守るぎりぎりの交渉の結果、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、政府は、国民に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

また、農林水産業については、競争力の強化等を通じて、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強くて豊かな日本の農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずる。

以上を強力に推進するため、下記の検討結果等を踏まえ、「総合的なTPP関連政策大綱(仮称)」を策定する。

上記大綱の策定と実施に当たっては、地方公共団体を始めとする関係方面の協力を求めつつ、政府は一体となって対処し、万全を期するものとする。なお、TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

記

1. 経済財政諮問会議による検討
経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。
2. 各種会議との連携
 - (1) 農林水産分野に係る対応
農林水産業・地域の活力創造本部で、別紙の基本方針に沿って検討を進める。
 - (2) 知的財産分野に係る対応
知的財産戦略本部において、関係省庁による所要の制度改正その他必要な措置について、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、調整・検討を進める。
 - (3) その他、必要に応じて、産業競争力会議など関連する会議において検討を行う。
- ・ 国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供
国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努める。各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。

(別紙)

農林水産分野に係る基本方針

T P Pによる新たな国際環境の下で、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていくため、交渉で獲得した措置と合わせて、政府一体となって万全の措置を講ずる。

具体的には、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、T P P協定の締結について国会の承認を求めるまでの間に、今回の合意の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策について、以下の項目に沿って検討し、全体像をとりまとめる。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

1. 強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化対策

担い手の育成・確保、農地集積・集約化、農業生産性の向上、国産の強みを活かした差別化や6次産業化等による高付加価値化、国産合板・製材の生産性向上、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、国内外の新たな需要開拓など農林水産業の体質強化対策を講ずる。

併せて、外国産の輸入増大等による影響度合いが大きい農林水産加工業の再編・合理化を推進する。

2. 重要5品目対策

重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物）については、上記1の対策に加え、品目毎の合意内容に応じて適切な措置を講じる。

- (1) 米：備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止め
- (2) 麦・甘味資源作物：国内産品の安定供給が図られるための環境整備
- (3) 牛肉・豚肉・乳製品：経営の継続・発展のための環境整備

3. その他

新たな国際環境の下で国内農林水産物の生産を行っていくことへの国民的な理解を増進するための施策を講ずる。